

令和7年度 結婚新生活支援事業



瀬戸内町は結婚にともなう新生活を応援いたします

結婚新生活支援事業

婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引っ越し費用等の一部を支援

対象 ※国の交付条件と同じです

- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ・世帯の所得が500万円未満
- ・2025年1月1日～2026年3月31日に新規に婚姻して夫婦ともに住所が瀬戸内町にある世帯

給付金額

夫婦ともに29歳以下 1世帯あたり60万円
夫婦ともに39歳以下 1世帯あたり30万円 を上限に交付

必要書類

- ・夫婦の住民票の写し
- ・夫婦の記載のある戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- ・夫婦の前年度の所得証明書
- ・夫婦の町税等納税証明書
- ・新居の家賃、引っ越し費用等に掛かる領収書
- ・結婚新生活支援事業に関するアンケート
(町民生活課または保健福祉課 窓口)